



介護保険を知ましょう！その2



1.介護保険の利用できる在宅サービスの上限額

在宅サービスを利用する場合、要介護度に応じて利用できる金額に上限(支給限度額)があります。

支給限度額内で介護サービスを利用した場合は、利用者負担の割合(所得で1割または2割)に応じた負担となり、支給限度額を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります。

1カ月の利用者負担額が高額になった場合、**高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費など負担を軽くする制度**もあります。

在宅で利用できる介護サービスの内容は以下のようになっています。

要介護状態区分	1ヶ月の支給限度額	利用者負担分のめやす(1割負担の場合)
要支援1	約 50,030 円/月	5,003 円/月
要支援2	約 104,730 円/月	10,473 円/月
要介護1	約 166,920 円/月	16,692 円/月
要介護2	約 196,160 円/月	19,616 円/月
要介護3	約 269,310 円/月	26,931 円/月
要介護4	約 308,060 円/月	30,806 円/月
要介護5	約 360,650 円/月	36,065 円/月

2.介護保険の在宅で利用できるサービス



サービス	要支援1・2	要介護1～5
自宅での生活支援サービス	介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) 介護予防訪問リハビリテーション 等	訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問リハビリテーション 訪問看護・夜間対応型訪問介護 定期巡回 等
施設に通うサービス	介護予防通所介護(デイサービス) 介護予防通所リハビリテーション (デイケア) 等	通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 等
施設に短期間泊まるサービス	介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ) 小規模多機能型居宅介護 (地域密着型サービス) 等	短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) 日帰りショート 小規模多機能型居宅介護 (地域密着型サービス) 等
その他の在宅サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 等	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 等



その他に自宅での生活環境を整えるサービスとして、福祉用具の貸与、福祉用具の購入、住宅改修など上限額の1割または2割の自己負担で利用できます。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。
【お問い合わせ】エフコープ組合員活動部内LPA活動事務局
TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192